3　教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成二八年法律第八七号。以下「改正法」という。）第一条の規定による改正前の法第二四条第一項の一〇年経験者研修を受けた者に対する中堅教論等資質向上研修の特例を定めるものとすることとした。

二　その他関係政令関係（第二条～第五条及び附則第三項関係）

改正法の施行により独立行政法人教員研修センターの名称が独立行政法人教職員支援機構に変更されること等に伴い、関係政令について所要の規定の整備を行うものとすることとした。

三　施行期日等

1　この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

2　この政令は、平成二九年四月一日から施行するものとすることとした。ただし、第三条中国家公務員退職手当法施行令（昭和二八年政令第二一五号）第五条の二に一号を加える改正規定は、平成三〇年四月一日から施行するものとすることとした。

◇民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二三号）（金融庁）

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第五一条及び第五二条第一項の規定並びに同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二九年二月一七日とすることとした。

◇民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律施行令（政令第二四号）（金融庁）

1　預金保険機構の借入金の限度額

預金保険機構が休眠預金等管理業務を行うために金融機関等から資金の借入れを行う場合の限度額を二〇〇億円とすることとした。（第一条関係）

2　技術的読替え

休眠預金等代替金及び預金保険機構に犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律の規定を適用する場合の技術的読替えを定めることとした。（第二条関係）

3　金融機関に対する行政庁の権限の委任・権限の行使

金融機関に対する行政庁の権限（報告又は資料の提出要求、立入検査等）の委任・行使について、次の規定を定めることとした。（第三条～第七条関係）

㈠　金融庁長官の権限のうち銀行等に係るものの財務局長等への委任等

㈡　金融庁長官及び厚生労働大臣の権限のうち労働金庫等に係るものの財務局長等又は都道府県知事への委任等

㈢　農林水産大臣及び金融庁長官の権限のうち農水産業協同組合等に係るものの財務局長等又は都道府県知事への委任等

㈣　農林中央金庫等に係る農林水産大臣及び金融庁長官の権限の単独行使

㈤　経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官の権限のうち株式会社商工組合中央金庫等に係るものの財務局長等への委任等

4　法定受託事務

3の㈡及び㈢により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二二年法律第六七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とすることとした。（第八条関係）

5　この政令は、別段の定めがあるものを除き、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律の施行の日から施行することとした。

政令

教育公務員特例法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十九年二月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二十二号

教育公務員特例法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十七号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（教育公務員特例法施行令の一部改正）

第一条　教育公務員特例法施行令（昭和二十四年政令第六号）の一部を次のように改正する。

第三条を削る。

第二条中「指定する」を「定める」に改め、同条第二号中「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を削り、「第八条各号」を「第七条各号」に改め、「次条及び」、「（次条第三項第五号において「国立大学法人」という。）」、「（次条第三項第五号並びに第五条第二号」を「次条第二号」に改め、同条第四号中「（平成三年法律第百十号）」及び「（平成十四年法律第四十八号）」を削り、同条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（法第二十一条第二項の政令で定める者）

第二条　法第二十一条第二項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　臨時的に任用された者

二　地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十六条の六第七項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第六条第一項若しくは第十八条第一項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）第三条第一項若しくは第二項、第四条若しくは第五条の規定により任期を定めて採用された者

第四条を削る。

第五条の見出しを「（中堅教論等資質向上研修の対象から除く者）」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

法第二十四条第一項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

第五条第二号中「十年経験者研修を受けた者」を「法第二十四条第一項の中堅教論等資質向上研修（以下「中堅教論等資質向上研修」という。）を受けた者で、任命権者が当該者の能力、適性等を勘案して中堅教論等資質向上研修を実施する必要がないと認めるもの」に改め、同条第四号中「十年経験者研修」を「中堅教論等資質向上研修」に改め、同条を第四条とする。

第六条中「第二十五条の二第一項」を「第二十五条第一項」に改め、同条を第五条とし、第七条を第六条とし、第八条を第七条とする。

第九条の前の見出しを削り、同条を第八条とし、同条の前に見出しとして「（教育公務員に準ずる者）」を付する。

第十条中「、第二十五条」を削り、同条を第九条とする。

第十一条中「、第二十五条」を削り、同条を第十条とし、第十二条を第十一条とする。

第十三条第三項中「国家公務員法」の下に「（昭和二十二年法律第百二十号）」を加え、同条を第十二条とする。